

(公財)国立劇場おきなわ運営財団へのご寄附は、税制上の優遇措置が受けられます。

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団は、ご寄付いただいた皆さまが税制上の優遇措置が受けられる「特定公益増進法人」の認可を受けています。

○優遇措置の内容

【法人の場合(法人税関係)】

「特定公益増進法人」に寄附された寄付金を特定寄付金といい、税制上優遇措置の対象とされています。一般の寄付金とは別枠で、損金に算入することができます。

損金算入限度額の計算方法

A:資本金等の額×0.375%

B:所得金額(注1)×6.25%

$(A+B) \times 1/2 = \text{損金算入限度額}$

(注1)当期の寄附金支出前所得

【個人の場合(所得税、個人住民税)】

1. 所得税

「特定公益増進法人」に寄附された特定寄付金について、次のいずれか有利な方を選択することができます。

「税額控除」の場合

$(\text{寄付金(注2)} - 2,000\text{円}) \times 40\%$ を所得税額から控除(注3)

(注2)控除前所得額の40%を限度とする。

(注3)税額の25%が上限

「所得控除」の場合

寄付金額 - 2,000円を所得から控除

2. 個人住民税

沖縄県内にお住まいの方には「個人県民税の条例指定寄附金税額控除制度」により個人県民税の控除が受けられます。

$(\text{寄附金額} - 2,000\text{円}) \times 4\% = \text{県民税の控除額}$

個人市町村民税についても、同様に条例で税額控除の対象となる寄附金を指定している場合があります。詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。

3. 寄付金控除の手続き

必要書類

当財団が発行する寄付金受領証明書

手続き方法

所得税と個人住民税の両方及び所得税のみに寄付金控除を受ける場合は、ご寄付された翌年に所轄税務署で確定申告をしてください。個人住民税のみに寄付金控除を受ける場合は、沖縄県総務部税務課にお問い合わせください。